

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応

(1) 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材の調達・配布

【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材について、資材毎に備蓄している数量を確認する。
- 備蓄状況や被害状況等により、当該被災地方公共団体が備蓄している資材のみでは緊急復旧に必要な資材が不足する場合、事前に協力体制を構築している他の地方公共団体、NPO法人、物販業等の民間団体・事業者等に対して、資材の供給を依頼し、必要な資材を調達する。
- 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材を被災者に提供する場合には、防災無線やホームページ等を利用して配布可能な資材とその数、配布場所や配布方法等について周知する。

【留意点】

- ◆ 事前に協力体制の構築に係る協定等を締結していない場合は、被災した住宅の緊急復旧に必要な資材をホームセンター等から調達する必要がある。
- ◆ 被災した住宅の緊急復旧に係る資材の調達に際しては、事前に定めておいた製品規格、仕様、サイズ、費用等でよいか確認の上、実施する。

<参照>

事前に準備し
ておくこと

⇒

Ⅱ. 事前準備編

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備
(1) 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材の調
達・配布に係る準備

P. 35

<過去の災害における取組の例>

【壊れた屋根の緊急復旧に必要な資材の調達・配布の例

：倉吉市（鳥取県）（平成28年鳥取県中部を震源とする地震）】

・鳥取県倉吉市では、合計9,440件（全壊：4、半壊：246、一部損壊：9,190）の住家被害があり、以下の要領でブルーシートを配布した。

- ・調達方法：県が調達し、市町からの要望を元に配分
- ・被災者への周知方法：防災無線で放送
- ・配布数：ブルーシート約27,000枚、土のう袋（適宜）
- ・配布方法：1人2枚まで
（当初は名簿記載を求めたが、希望者が殺到したため、名簿記載をさせずに配布した）
- ・配布場所：市役所駐車場

Ⅲ. 発災時対応編

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応

(2) 被災した住宅の緊急復旧の方法に係る情報の提供

【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- 事前に収集・整理した被災した住宅の緊急復旧の方法について、ホームページや避難所の掲示板等への掲載、リーフレットの配布等により、速やかに被災者に情報提供する。
- また、被災した住宅の緊急復旧は被災者自らが実施できるものもあるが、屋根上での高所作業等、危険が伴うものについては、原則として修理業者に依頼するよう周知する。

< 参照 >

事前に準備し
ておくこと

⇒

Ⅱ. 事前準備編

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備
(2)被災した住宅の緊急復旧の方法に係る情報
の提供の準備

P. 39